

# 安全データシート

販 売 店：株式会社モテキ

住 所：群馬県高崎市問屋町 3-3-1

電 話 番 号：027-361-3910

F A X 番 号：027-361-2149

# 安全データシート

整理番号 AWI GC:01

---

ダイチレン (エチレン)

---

## 安全データシート

作成日 1993年 3月31日

改定日 2024年 5月2日(9版)

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: ダイチレン (注意: 容器およびラベルに表示する製品名と一致させること)
製品コード	:
化学名	: エチレン(Ethylene)
供給者の会社名称	: エア・ウォーター東日本株式会社
住所	: 東京都港区虎ノ門3丁目18番19号
担当部門	: 産業事業部
連絡先	: Tel; 03-3578-7822 FAX; 03-3578-7829 E-mail;
緊急連絡電話番号	:
推奨用途	:
使用上の制限	: 本製品の使用にあたっては該当する各法律、及び次項以降の危険有害性情報等に基づき使用すること
整理番号	: AWI GC:01

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性	可燃性ガス 高圧ガス	区分1 圧縮ガス又は深冷液化ガス
健康に対する有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(麻酔作用)
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分3

記載がないものは分類対象外または分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示又はシンボル



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 極めて可燃性の高いガス : 高圧ガス: 熱すると爆発のおそれ : 深冷液化ガス: 凍傷又は傷害のおそれ : 眠気又はめまいのおそれ : 水生生物に有害

注意書き	[安全対策]	: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。 禁煙。 : 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 : 屋外または換気の良い場所でだけ使用すること。 : 環境への放出を避けること。 : 耐寒手袋及び保護面又は保護眼鏡を着用すること。
	[応急措置]	: 漏えいガス火災の場合には、漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。

- : 漏えいした場合、着火源を除去すること。
- : 吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- : 凍った部分をぬるま湯で溶かすこと。受傷部はこすらないこと。
- : 直ちに医師の診断/手当を受けること。
- [保管]: 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
- : 容器を密閉しておくこと。
- : 施錠して保管すること。
- [廃棄]: 内容物及び容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別 : 化学物質  
 化学名又は一般名 (化学式) : エチレン (C<sub>2</sub>H<sub>4</sub>)

成分及び含有量:

化学物質	CAS No	分子量	官報公示整理番号		成分組成
			化審法	安衛法	
エチレン	74-85-1	28.00	(2)-12	既存化学物質	100%

#### 重量濃度換算式

$$\text{重量濃度 (wt.\%)} = \frac{\sum \text{Mn Vn}}{\sum \text{Mn Vn}} \times 100$$

- ※ Mn: 各成分の分子量    Vn: 各成分の体積 (ガス容積)
- ※ 各成分の温度・圧力は同一条件とする
- ※ 各成分の体積 (ガス容積) は合計で100%とする

### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所へ移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。  
 : 必要に応じて人工呼吸を行う。  
 : 気分が悪い時には医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 凍傷の場合: 多量の水ですすぎ、衣類は脱がせないこと。  
 : 必要に応じて医師の診察を受けること。
- 眼に入った場合 : 目に入った場合: 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。  
 : 眼の刺激が続く場合: 医師の診断又は手当を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。  
 : 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 応急措置をする者の保護 : エリアに入る前に、大気中の酸素濃度を確かめること。  
 : 呼吸用保護具が必要となる可能性がある。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 漏えいガス火災の場合: 漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 火災時の措置に関する特有の危険有害性 : 極めて可燃性の高いガス  
 : 加熱により、密閉容器やタンクの圧力が上昇する恐れがある。  
 : 火災時には密閉容器が破裂または爆発する危険性がある。  
 : 漏えい部や安全装置に直接水をかけてはならない。

特有の消火方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>凍る恐れがある。</li> <li>: 漏えいガス火災の場合: 漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。</li> <li>: 火災の場合: 区域から退避させること。</li> <li>: 安全な距離と保護された場所から消火活動を行うこと。</li> <li>: 風上から近づくこと。</li> <li>: 水噴霧や霧水で周辺機器を冷却すること。</li> <li>: 危険でなければ危険区域から容器を移動すること。</li> </ul>
消火を行う者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 自給式呼吸器および防護服を着用すること。</li> </ul>

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 適切な保護衣、手袋、眼または顔面用保護具を着用すること。</li> <li>: 汚染エリアは標識を設けて区画し、部外者の立ち入りを禁止すること。</li> <li>: 漏出エリアを換気すること。</li> <li>: 安全に対処できるなら漏えいを止めること。</li> </ul>
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 製品を環境中に放出しないこと。</li> <li>: 漏出を止める液体が漏れないように、容器の漏れが見られる側を上にする。</li> <li>: 噴霧水でガスを抑えること。</li> <li>: 機器は適切にアース接地されていることを確認する。</li> </ul>
二次災害の防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 漏えいした場合、着火源を除去すること。</li> <li>: 火花の出ない工具を使用すること。</li> <li>: 閉鎖環境での容器からの流出により酸素が減少し、窒息することがある。</li> </ul>

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</li> </ul>
安全取扱注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 防爆型の電気機器、換気装置、照明器具を使用すること。</li> <li>: 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。</li> <li>: 火花を発生させない工具を使用すること。</li> <li>: 静電気放電に対する予防措置を講ずること。</li> <li>: 使用する前に気密性/透過性を確認すること。</li> <li>: ガスボンベが転倒しないようにすること。</li> <li>: 容器への逆流を防止する措置をとること。</li> <li>: 配管及び機器に漏れがないか調べる。</li> <li>: 容器の取り付け、取り外し作業の際は漏えいさせない様、十分に注意すること。</li> <li>: 使用後は、バルブを完全に閉め、口金キャップを取付け、保護キャップを付けること。</li> </ul>
衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 本製品を使用する場所で、飲食・喫煙は行わないこと。</li> <li>: 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸引しないこと。</li> <li>: 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。</li> <li>: 皮膚および眼との接触を避けること。</li> </ul>

局所排気・ 全体換気 安全な保管条件	: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行うこと。 : 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 禁煙。 : 容器を密閉し、換気の良い場所で保管すること。 : 40℃以下の温度で保管すること。 : 施錠して保管すること。 : 涼しいところに置き、日光から遮断すること。
安全な容器包装材料	: 国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度	: 日本産業衛生学会(2013年版) : 規定されていない ACGIH(2013年版) TLV-TWA : 200ppm TLV-STEL : 規定されていない
設備対策	: 製品は閉鎖環境でのみ取り扱うか、局所排気装置のある場所で取り扱う。 : 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 : 暴露のリスクのあるすべての場所の近くに、救急用の目をすぐ器具と安全用のシャワーが設置されなければならない。

### 保護具

呼吸用保護具	: 自給式空気呼吸器、認可を受けた有機ガス用防毒マスク、送気マスクを着用すること。
手の保護具	: 耐熱(防寒)手袋
眼、顔面の保護具	: 保護眼鏡/保護面を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	: 帯電防止服および導電靴を着用しなければならない。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 気体
色	: 無色
臭い	: 僅かに特異臭
融点	: -169.2℃
凝固点	: 情報なし
沸点又は初留点 及び沸点範囲	: -104℃
可燃性	: 可燃性
爆発下限界及び爆発 上限界/可燃限界	: 2.7-36vol%
引火点	: -136℃
自然発火点	: 490℃
分解温度	: 情報なし
pH	: 情報なし
動粘性率	: 情報なし
溶解度	: 情報なし
n-オクタノール/水 分配係数(log値)	: log Kow=0.053
蒸気圧	: 42700hPa(0℃)
密度	: 0.974g/cm <sup>3</sup> (15℃)

相対密度	: 0.98(空気=1)
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし
その他のデータ	
臨界温度	: 情報なし
臨界圧力	: 情報なし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: 極めて可燃性の高いガス。
化学的安定性	: 通常の使用条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 密閉状態で加熱すると爆発のリスクがある。 : ガス/空気の混合気体は爆発性である。 : 混触危険物質と激しく反応する可能性がある。
避けるべき条件	: 高温、裸火。
混触危険物質	: 強力な酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 情報なし

## 11. 有害性情報

急性毒性	: 区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	: 情報なし
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 情報なし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 情報なし
生殖細胞変異原性	: 情報なし
発がん性	: 情報なし
生殖毒性	: 情報なし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分3 (麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 情報なし
誤えん有害性	: 区分に該当しない
その他の情報	: 情報なし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性	: LC50 (96H) 魚類 (ニジマス) 55mg/L EC50 (48H) 甲殻類 (オオミジンコ) 53mg/L ErC50 (72H) 藻類 (ムレミカヅキモ) 72mg/L
短期 (急性)	: 区分3
長期 (慢性)	: 情報なし
残留性・分解性	: 情報なし
生体蓄積性	: BCF=4(計算値) 生物蓄積性は低いと考えられる
土壌中の移動性	: 土壌吸着係数: Koc=98
オゾン層への有害性	: 情報なし

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 内容物・容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。 : 環境への放出を避けること。
汚染容器および包装	: 内容物・容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

: 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

- 国連番号 : 1962(圧縮されているもの)  
1038(深冷液化されているもの)
- 国連品名 : エチレン
- 国連危険有害性クラス : クラス 2.1

### 国内規制

- 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
- 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
- 陸上規制情報 : 高圧ガス保安法の規定に従う。
- 特別安全対策 : 移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。  
: 運搬時には容器を 40℃以下に保ち、特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。  
: 火気、熱気、直射日光に触れさせない。  
: 鋼材部分と直接接触しないようにする。  
: 重量物を上乗せしない。  
: 移送時にイエローカードの保持が必要。
- 緊急時応急措置指針番号 : 116P(圧縮されているもの)  
115(深冷液化されているもの)

## 15. 適用法令

- 化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない
- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号 別表第 9)  
: 危険・可燃性ガス(施行令別表第 1 第 5 号)  
: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号 別表第 9)
- 毒物及び劇物取締法 : 該当しない
- 高圧ガス保安法 : 圧縮ガス、液化ガス(法第 2 条 1、法第 2 条 9)  
: 可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則第 2 条)
- 船舶安全法 : 高圧ガス・引火性高圧ガス(危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1)
- 航空法 : 高圧ガス・引火性高圧ガス(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)  
: 輸送禁止(施行規則第 194 条 9)(深冷液化されているもの)
- 港則法 : その他危険物・高圧ガス(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示表)
- 道路法 : 車両の通行制限(施行令第 19 条の 13、(独)日本高速道路保有・責務返済機構公示第 12 号・別表第 2)
- 農薬取締法 : 特定農薬(法第 3 条第 1 項、平成 15 年 3 月 4 日告示第 1 号)

## 16. その他の情報

- 適用範囲 : この安全データシートは、エチレンに限り適用するものである。
- 参考文献 : 厚生労働省 モデル SDS、(独)製品評価技術基盤機構 政府による GHS 分類結果、(一社)日本産業・医療ガス協会および仕入先より入手した SDS をもとに作成しております。

その他

- : 本 SDS の記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
- : また、本記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、新たな用途・用法に適した安全対策を本 SDS の発行者にご確認下さい。
- : 本文書は厚生労働省告示第 133 号（平成 24 年 3 月 16 日）に基づき作成したものですので、より詳細に関しては適用法規・学術文献・メーカーの取扱説明書を参照して下さい。
- : 本文書の書式は JIS Z 7253 : 2019 の規格に基づき記載しました。

以上